最終更新日:2018年3月1日

北興化学工業株式会社
代表取締役社長　中島　喜勝
問合せ先:専務執行役員総務部長　石田　和男
証券コード:4992
https://www.hokkochem.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1. 当社は、次に掲げる「企業理念」「経営の基本方針」の実践を通じて、持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させるための当社にとって最良のコーポレートガバナンスを追求してまいります。

≪企業理念≫
「社会貢献」「環境」「技術」を経営のキーワードとし、全ての人々の幸せのため、食糧の安定供給に寄与する安全で安心な農薬製品および産業活動を幅広く支えるファインケミカル製品を社会に提供していきます。

≪経営の基本方針≫
『企業理念』の実現に向け、立案した事業計画を着実に実行することにより、持続的かつ安定的な成長を実現し、国内外の産業の発展と豊かな社会づくりに貢献します。また、取締役会を中心とした経営の自己規律のもと、中長期的な企業価値の向上を図るとともに、社会に信頼される企業であり続けます。

2. 当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るためには、ステークホルダーとの協働や高いコンプライアンス意識の維持が重要であるとの認識に立ち、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。
(1)株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性を確保します。
(2)経営の透明性確保に向け、会社情報の適切な開示を行います。
(3)株主との建設的な対話を促進する体制を確保します。
(4)株主、取引先、地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、健全な業務運営を行う企業文化・風土を醸成します。
(5)取締役会や監査役会の機能の実効性向上に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　海外投資家の比率等を踏まえた議決権行使のための環境整備】
　当社では、現在の株主構成を踏まえ、費用対効果の観点から、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳は実施しておりません。今後、海外投資家比率の動向等に応じて検討してまいります。

【補充原則4－1－3　最高経営責任者の後継者の計画】
　経営責任者等の後継者の計画(プランニング)は経営の重要課題の1つであると認識しておりますが、現在、明確な計画(プランニング)はありません。当面は社長を中心として候補者の育成・選定に取り組むこととしておりますが、プランニングとその監督体制については継続的に検討してまいります。

【補充原則4－2－1　業績連動報酬、株式報酬等の適切な割合設定】
　当社では、2018年3月より、単年度業績で経常利益が目標水準を上回った場合には、翌年度の役員報酬として、基本(固定)報酬に加え、それぞれの貢献度に応じた一定額をインセンティブ報酬(現金報酬)として上乗せ支給する制度を導入いたしました。
　中長期的な業績を連動指標として設定することは、研究開発に長期間を要する当社の事業特性により、必ずしもインセンティブ効果の発揮に繋がらないと考えます。
　また株式報酬については、株価は業績以外の外的要因で左右されることも多く、その価値が必ずしも業績等と連動しないこと等も勘案し、経営戦略との整合性の観点から長期的な検討を要するため、当面は導入いたしません。

【補充原則4－8－1　独立社外取締役の情報交換・認識共有】
　当社の独立社外取締役は現在2名で、監査役を含めても独立社外者は3名と規模が小さいこともあり、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有は随時可能なことから独立社外者のみで構成する情報交換会等は開催しておりません。当該会合等の設置は、今後、独立社外者の規模等に応じて検討してまいります。

【補充原則4－8－2　独立社外取締役の経営陣・監査役との連携体制整備】
　当社の独立社外取締役は現在2名と少数であることに加え、取締役会事務局が社外取締役と監査役会も含めた社内との連絡・調整を担う体制としております。独立社外取締役の中での役割明確化等については、今後、独立社外取締役の規模等に応じて検討してまいります。

【補充原則4－10－1　指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与等】
　当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会の実効性評価の結果等から判断して、独立性・客観性、説明責任は確保されていると考えております。独立社外取締役を主要な構成員とする諮問委員会等、任意の機関については、今後、取締役会の構成等に応じ弾力的に設置を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1－4　いわゆる政策保有株式】
(政策保有に関する方針)
　政策保有株式については、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、業務提携、取引の維持・強化および株式の安定等といった保

有目的の合理性を総合的に判断のうえ保有することを基本としております。また、取締役会では、毎年主要な政策保有株式について中長期的な経済合理性等を検証することとしております。
（議決権行使の基準）
政策保有株式の議決権行使にあたっては、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかなど、基準に基づき個別に精査したうえで賛否を判断いたします。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
会社法および「取締役会規則」に基づき、取締役が当社グループとの関係における利益相反取引および競業取引を行う場合は、取締役会の承認を得る必要がある旨を定めております。
これらの取引を行った取締役は、取引の内容が取締役会であらかじめ承認された範囲内である場合は定期的に、また範囲を超える場合は遅滞なく、取締役会に報告しなければならないこととしております。

【原則３－１　情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
企業理念等については、前記「Ⅰ　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「１．基本的な考え方」に記載のとおりです。
経営戦略、経営計画については、3ヵ年経営計画「HOKKO Growing Plan2020」（2018年11月期から2020年11月期）において、基本方針として、既存事業の収益基盤強化、事業分野・領域の拡張、健全な財務体質の維持を掲げております。
https://www.hokkochem.co.jp/

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、前記「Ⅰ　コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「１．基本的な考え方」に記載のとおりです。なお、当社では、持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させるため、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページを通じて公表しております。
https://www.hokkochem.co.jp/

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役、監査役の報酬等の決定にあたって、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として、「役員報酬の決定に関する基本方針」を制定し、当社ホームページを通じて公表しております。
https://www.hokkochem.co.jp/

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の取締役・監査役候補の指名にあたって、公正かつ透明性の高いプロセスの確保を目的として、「取締役・監査役候補の選定に関する基本方針」を制定し、当社ホームページを通じて公表しております。
https://www.hokkochem.co.jp/

(5)取締役会が上記（4）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
上記(4)の方針に基づき、社外取締役と社外監査役を選任した個々の理由については、後記「Ⅱ　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理機能その他のコーポレートガバナンス体制の状況」の「１．機関構成・組織運営等に係る事項」に記載のとおりです。また、すべての取締役および監査役について、候補者とした個々の理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。
https://www.hokkochem.co.jp/

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲】
取締役会は、法令および定款、「取締役会規則」にて定められた重要事項について意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督いたします。取締役会は、これらの重要事項以外の業務執行の意思決定を取締役や執行役員等に委任しており、その範囲を「職務権限規程」で明確に定めております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は後記の「社外役員の独立性に関する基準」に基づき、独立社外取締役を２名選任しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社の社外取締役および社外監査役となる者の独立性を実質面において担保することを目的として「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、当社ホームページを通じて公表しております。
https://www.hokkochem.co.jp/

【補充原則４－１１－１　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を「取締役・監査役候補の指名に関する基本方針」の中で定め、当社ホームページを通じて公表しております。
https://www.hokkochem.co.jp/

【補充原則４－１１－２　役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】
取締役および監査役の他の上場会社の役員兼任については、毎年、定時株主総会の事業報告、コーポレートガバナンス報告書で開示することとしております。なお、現在、当社の取締役および監査役で他の上場会社の役員を兼任している者はおりません。

【補充原則４－１１－３　取締役会全体の実効性の分析・評価】
取締役会全体の実効性について、取締役および監査役の自己評価アンケートに基づき評価を行い、当社ホームページを通じて結果の概要を公表しております。評価結果としましては、取締役会の構成の多様性の検討、役員向け研修や、社外役員への情報提供の充実、議論の活性化に向けた工夫が必要との意見があったものの、取締役会は、審議や意思決定における十分性・迅速性および監督機能の発揮といった観点で適切な規模・構成であり、取締役会の運営においても、付議事項の水準・内容および審議時間は適切であること、および株主の権利行使のための体制等に大きな問題はないことなどから、取締役会の実効性は概ね確保されていると判断しております。前回の実効性評価により認められた課題の改善に向けた取り組みは一定の効果があったとの認識の下、審議に必要な情報提供の充実に今後も継続して取り組んでまいります。
https://www.hokkochem.co.jp/

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役のトレーニングの方針】
当社の取締役・監査役がその役割・責務を果たし、役員全体のパフォーマンス向上に資するトレーニングを継続的に実施する目的で、「取締役・監査役のトレーニングに関する基本方針」を制定し、当社ホームページを通じて公表しております。

https://www.hokkochem.co.jp/

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
　株主との建設的な対話を促進するため、体制整備・取組みに関する方針を以下のとおり定めております。
(1)企画管理グループ担当役員は、株主との対話全般を統括し、企画部が中心となって、総務部、経理部等と連携し、株主との対話を行うものとする。
(2)企画管理グループ担当役員は、株主との対話の手段の充実を図るものとする。また、対話を通じて把握した株主の意見等については、定期的に取締役会等に報告する。
(3)株主との対話にあたっては、「インサイダー取引防止規程」の定めに従い、インサイダー情報を適切に管理する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村殖産株式会社	2,103,948	7.02
住友化学株式会社	1,968,000	6.56
株式会社りそな銀行	1,354,000	4.52
北興化学工業従業員持株会	1,315,170	4.39
農林中央金庫	868,419	2.90
野村ホールディングス株式会社	836,000	2.79
全国農業協同組合連合会	801,504	2.67
野村土地建物株式会社	709,008	2.36
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口)	640,700	2.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	630,200	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大林　守	学者											
門前　一夫	他の会社の出身者								○			
片山　忠	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大林　守	○	―――	社外取締役の大林　守氏は、経済学について大学で教鞭をとられている教授であり、専門家としての高い知識と見識を有しており、海外留学等で培われたグローバルな視点での幅広い知識を、当社グループ経営に反映していただくため、選任しております。 また、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に適合するため、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
門前　一夫	○	社外取締役の門前一夫氏は、野村殖産株式会社の代表取締役社長および野村興産株式会社の監査役を兼職しております。野村殖産株式会社は当社の発行済株式の7.02%を保有する株主であり、当社は、同社より事務所(大阪支店)を賃借して	長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての高い見識と豊富な経験を有しており、その幅広い知識を当社グループ経営に反映していただくため、選任しております。 また、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に適合するため、一般株主との間で

		おります。当社がこの賃借の対価として同社に支払った金額は、当社の販売費および一般管理費の0.2%未満であります。また、野村興産株式会社は当社の発行済株式の0.67%を保有する株主であります。これらの兼職先と当社との関係は、当社の「社外役員の独立性に関する基準」に定める水準を超えるものではなく、株主、投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載は省略しております。	利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
片山　忠		社外取締役の片山　忠氏は、住友化学株式会社の健康・農業関連事業業務室 担当部長を兼職しております。なお、住友化学株式会社は当社の発行済株式の6.56%を保有する株主であり、当社との間で農薬原体等・化成品の仕入および販売の取引があります。同社との取引額は当社の仕入高の10%未満であり、売上高の2%未満であります。	総合化学メーカーでの豊富な経験とアグロ事業に関する幅広い知識を活かすことにより、当社グループの企業価値の向上と経営監督機能の強化を実現できる人材と考え、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人と、双方の監査の有効性と効率性を高めるため、継続的に適切なコミュニケーションを図り、監査計画や監査結果等について定期的な協議や意見交換等を行っております。
また、監査役は、業務執行部門から独立した内部監査チームが実施する内部監査の計画や結果等について報告を受けるほか、定期的に意見・情報交換を行う等、緊密に連携して活動を行っております。
内部監査チームでは、会計監査人とも緊密に連携し、随時情報交換を行い、監査項目や内容等を調整しつつ効果的で効率的な監査活動に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福井　尚二	他の会社の出身者													
田島　伸介	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福井　尚二	○	―――	社外監査役の福井尚二氏は、金融機関等での経営経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの高い見識、豊富な経験を当社グループの監査に反映していただくため、選任しております。 また、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」に適合するため、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
田島　伸介		社外監査役の田島伸介氏は、2010年6月まで当社の主要な取引先(借入先)である農林中央金庫に所属しておりました。	金融機関等での豊富な業務経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、その高い見識と豊富な経験を当社グループの監査に反映していただくため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は「社外役員の独立性に関する基準」を定め、当社ホームページに掲載しております。
https://www.hokkochem.co.jp/

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、単年度業績で経常利益が目標水準を上回った場合には、翌年度の役員報酬として、基本（固定）報酬に加え、それぞれの貢献度に応じた一定額をインセンティブ報酬（現金報酬）として上乗せ支給する制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2017年度の取締役および監査役に対する報酬は次のとおり、合計134百万円を支払っております。
取締役に支払った報酬 111百万円、監査役に支払った報酬 23百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の算定方法の決定方針については、前記「I コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」の【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】に記載のとおり、「役員報酬の決定に関する基本方針」を制定し、公表しております。
https://www.hokkochem.co.jp/
なお、取締役の報酬等の総額は、株主総会で決議された範囲内において、株主への利益還元と将来の事業展開に向けた体質強化の観点等を合わせて総合的に検討して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専属のスタッフはいないものの、総務部が取締役会・監査役会の事務局を担うことを定めており、社外取締役・社外監査役から情報提供の要請を受けた場合、あるいは、社外取締役・社外監査役の間での情報交換や内部監査チームおよび会計監査人との情報交換等の要請を受けた場合等は、総務部が適切に対応することとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0 名

その他の事項 更新

制度はあるものの、現在は対象者がおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)現行の体制の概要
当社は監査役設置会社の形態を採用しており、取締役の職務執行について、取締役会が監督を行い、監査役が監査を行う体制です。業務執行については、執行役員制度の採用により、取締役会の監督の下、執行役員がそれを担っております。監査については、専門性の高い社外監査役の選任に加え、監査役、業務執行部門から独立した内部監査チーム、会計監査人の連携により、機能強化に努めております。

(取締役会)
・取締役会は、現在、社外取締役3名を含む6名で構成し、審議や意思決定における十分性・迅速性等の点で効果的・効率的な規模、かつ経営の執行機能と監督機能が十分発揮できる構成としております。
・取締役会は、重要事項について意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しており、重要事項以外の意思決定は業務執行取締役に委任しております。
・取締役会は、原則月1回開催し、重要事項の意思決定や職務執行の監督上、必要な事項を審議しております。

(監査役・監査役会)
・監査役会は、現在、社外監査役2名を含む3名で構成しております。
・監査役会は、原則月1回開催し、監査に関する重要な事項等につき協議・決議するとともに、監査役、内部監査チームおよび会計監査人からの報告を受けるほか、意見交換等を行っております。
・監査役は、監査役会で定めた監査方針や監査計画に基づき、取締役会や経営会議等、重要な会議への出席や、重要な決裁書類の閲覧および主要な事業所における業務や財産の状況の調査等を通じて、監査を行っております。

(経営会議)
・業務執行取締役や社長が指名する執行役員等で構成し、原則月1回以上開催しております。取締役会に付議する事項など経営に関する重要事項および重要な業務執行案件の審議等を行っております。

(執行役員会議)
・業務執行取締役や執行役員で構成し、原則月1回開催しております。業務執行に関する現況等の報告のほか、業務執行に関する協議、取締役会や経営会議での決定事項の連絡等を行い、業務執行体制の強化を図っております。

(内部監査)
・業務執行部門から独立した内部監査チームを置き、内部管理態勢の適切性、有効性等について検証・評価を行い、社長、監査役(会)に監査結果を報告するとともに、監査役および会計監査人と連携し、適切な業務の指示および指導・助言に努めております。

(レスポンシブル・ケア委員会)
・委員長である社長と社長が任命した委員により構成し、レスポンシブル・ケアに関する基本方針や目標・計画等の協議を行い、必要に応じ、その内容を取締役会、経営会議、監査役等に報告しております。

(コンプライアンス委員会)
・社長が任命した委員長と委員により構成し、コンプライアンスに関する基本方針やコンプライアンス推進に関する組織・体制や計画等の協議を行うほか、コンプライアンスに違反する事案の調査の総括を行い、必要に応じ、取締役会、社長、監査役等に報告しております。

(2)監査役の機能強化に関する取組状況
・「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理機能その他のコーポレートガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】に記載のとおり、社外監査役を含む監査役からの情報提供の要請や外部の専門家の助言を得たいといった要望等に応じ、監査役会の事務局である総務部が適切に対応することとしております。

・財務・会計に知見を有する監査役として、社外監査役を選任しております。

⑶責任限定契約
・定款に基づき、当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意で、かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として責任を限定する契約を締結しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、取締役会が審議や意思決定における十分性・迅速性等の点で効果的・効率的な規模であり、かつ経営の執行機能と監督機能が十分発揮できる構成となっていること、「社外役員の独立性に関する基準」に基づき選任した独立社外取締役および独立社外監査役により経営への監督・監視機能の強化を図っていること、取締役（会）・監査役（会）をサポートする体制が適切に整備されていること、監査役（会）と会計監査人、内部監査部門の連携等により監査の機能が適切に発揮されていることから現状のコーポレート・ガバナンス体制の有効性が十分確保されていると判断し選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期開示、早期発送に努めております。2018年２月27日開催の第68回定時株主総会においては１月31日にTDnetおよび当社ホームページにて開示し、２月５日に発送いたしました。
その他	スライドやナレーションを用いた株主総会のビジュアル化により、わかりやすい説明を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	「3ヵ年経営計画」説明会のほか、年に1回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページ内に「株主・投資家情報」欄を設け、IRカレンダー、決算短信、有価証券報告書、株主総会の招集通知・決議通知などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	企画部内に広報担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、株主の権利や株主以外のステークホルダーの立場を尊重するための基本的な方針や考え方を定めるとともに、そのために役職員が遵守・実践すべき内容等を「北興化学工業グループ行動規範」の中で具体的に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	レスポンシブル・ケア（RC）活動を基本に環境問題に取り組むとともに、レスポンシブル・ケアレポートを毎年発行し、環境・安全情報を開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス基本方針」および「北興化学工業グループ行動規範」において、ステークホルダーに対する情報提供に係る基本的な方針や考え方を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

次の基本方針に則り実施しております。

当社グループは、企業存続の前提として、法令順守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置づけ、業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、以下の基本方針を定めております。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1） 「法令等順守基本規程」および「北興化学工業グループ行動規範」を定め、各業務担当取締役等をコンプライアンス推進責任者とし、取締役および使用人が法令や社会的良識等に基づいて行動することを徹底しております。
（2） 「法令等順守基本規程」に基づきコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する基本方針、行動基準、推進体制などの立案を行うとともに、コンプライアンスの教育・研修を実施しております。
（3） コンプライアンスに関する連絡先として設置された内部通報制度（ホットライン）の周知を図り有効性を確保しております。
（4） 財務報告の信頼性と適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制を適切に運用しております。
（5） 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する体制を確保しております。
（6） 内部監査チームは、コンプライアンスに関する管理の状況について監査するとともに、適切に指示および指導・助言いたします。
（7） 監査役は、内部監査チームと連携し、取締役の職務の執行が法令、定款等に適合し、適切に行われているかを監査いたします。
（8） 取締役会に付議する事項は、常勤取締役等で構成する経営会議で事前協議を行うほか、経営会議での主要な決議事項を取締役会に報告し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書および重要な情報については、法令並びに「文書管理規程」、「稟議決裁規程」、「業務決裁規程」、「機密情報管理規程」等の社内規程に基づき、書面または電磁的媒体に記録のうえ、取締役や監査役が閲覧可能な方法で適切に管理・保存しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1） 全社的なリスクを総合的に管理するために、「リスク管理規程」を定め、経営リスク全般については、企画管理グループ担当役員が総合的に管理し、各業務分野でのリスクについては、各業務担当取締役等がリスクの把握、管理、対応にあたっております。
（2） 業務担当取締役等は、重要な損失が発生し、または予測される場合は、「経営危機対応規程」に基づき、直ちに社長に報告することとしております。重大な法令違反または損失が発生、もしくは予測される場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に損失拡大防止等の対応にあたることとしております。
（3） 「レスポンシブル・ケア委員会」を設置し、レスポンシブル・ケアに関する方針や目標、計画等の協議を行っております。また、企画部はレスポンシブル・ケアに関する監査を行い、監査結果を定期的に「レスポンシブル・ケア委員会」に報告しております。
（4） 内部監査チームは、各分野におけるリスクの管理状況について監査を行い、定期的に取締役会、監査役に報告しております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1） 業務の執行は、社長統括のもと、業務担当取締役が「業務組織規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」等の社内規程に基づき行っております。
（2） 取締役会を原則月１回開催し、業務担当取締役より、業務執行に関する重要事項並びに課題について報告を受け、必要な事項について審議決定を行っております。
（3） 経営会議を原則月１回以上開催し、取締役会への付議事項を審議するほか、適宜業務担当取締役等から報告を受けるとともに、必要な業務執行に関する協議を随時行っております。
（4） 執行役員会議を原則月１回開催し、現況の説明のほか、取締役会、経営会議での決定事項等を説明・伝達し、業務の効率的な執行を確保しております。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1） 当社グループは、共通の企業理念のもと、法令等を順守し、「法令等順守基本規程」、「北興化学工業グループ行動規範」および社会的規範に基づき業務運営を行っております。
（2） 「関係会社管理規程」に基づき、企画管理グループ担当役員が子会社の総括管理を行い、各子会社を担当する業務担当取締役等がそれぞれの子会社の経営管理を行っております。
（3） 企画管理グループ担当役員は、子会社代表取締役に運営状況や月次損益等を取りまとめた管理月報の提出を求め、必要な都度、子会社に直接、確認しております。
（4） 当社取締役等が子会社の代表取締役、非常勤または常勤取締役に就任することなどにより、子会社の情報収集を充実させ、リスクを把握し、管理しております。
（5） 各子会社を担当する業務担当取締役等は、子会社の業務の状況を、定期的に取締役会に報告しております。
（6） 各子会社を担当する業務担当取締役等は、法令並びに「関係会社管理規程」に定める子会社の重要事項について、子会社取締役と必要な協議を行い、一定の事項については子会社取締役会決議前に当社経営会議に付議し、承認を得ております。
（7） 内部監査チームは、子会社の適正な業務運営について監査するとともに、適切に指示および指導・助言しております。

6．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1） 監査役が取締役会のほか、経営会議、執行役員会議、コンプライアンス委員会その他必要と認めるすべての会議、委員会等に出席し意見を述べることができる体制としております。
（2） 監査役は、経営会議等の議事録、稟議書、契約書等重要書類を、いつでも閲覧できるものとし、取締役または使用人は、監査役の求めに応じて、業務の執行にかかわる事項の説明を行っております。
（3） 内部監査チームは監査役と緊密な連携を保ち、監査役から特定の事項について調査を求められたときはその調査を行い、その結果を監査役に報告しております。
（4） 取締役は、事業運営に影響を与える重要な事項、内部通報窓口（ホットライン等）の通報状況について監査役に速やかに報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役または使用人からの報告等を求めることができることとしております。
（5） 当社または子会社の役職員が、当社グループの業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告を行う体制を整備しております。
（6） 当社および子会社の役職員が、監査役に（4）または（5）の報告を行った場合、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保しております。
（7） 監査役の求めによりその職務を補助すべき使用人を置くこととし、取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の期間中の人事異

動や人事考課に関して、監査役の事前の同意を得るものとしております。
（8）監査役の監査が実効的に行われることを確保するために必要な費用等について、その支払いが適切に行われる体制を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「コンプライアンス基本方針」、「北興化学工業グループ行動規範」および「法令等順守基本規程」を定め、企業および役職員が社会規範も含めた法令等を順守することを定めるとともに、反社会的勢力に対し、断固として排除することを定めております。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固排除する姿勢で臨み、一切関係を持たないことを定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

（1）反社会的勢力排除に向け、「コンプライアンス基本方針」および「法令等順守基本規程」には断固排除することを、「北興化学工業グループ行動規範」には、毅然とした態度で排除することを掲げ、事態発生時には直ちに上司に報告し、上司は総務部長に連絡することを定め、役職員一人ひとりに周知徹底を図っております。
（2）総務部は反社会的勢力排除の対応総括部署として、警察、顧問弁護士など外部の専門機関と連携し、情報収集に努めるとともに、情報を一元的に管理し、速やかに対処できる体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 模式図
別紙のとおり

2. 適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。
(1) 会社情報の集約・管理は、総務部長が行います。
(2) 管理体制
- 重要な情報は全て所管部署の長に報告しております。
- 所管部署の長は、その情報を総務部長および関係する部署の長および担当役員に連絡しております。
- 総務部長、企画部長(広報担当部)および関係部署の長および担当役員は、適時開示すべき情報か否かの検討を行います。
- 情報の適時開示については、内容、方法、公表担当者等について取締役会または代表取締役社長の承認を得て行います。

3. 適時開示
- 決定事実および決算情報については、上記のとおりの承認内容に基づき、企画部長の指揮のもと遅滞なく適時開示を行い、発生事実は発生後遅滞なく適時開示を行います。
- 情報開示後の対応は企画部広報担当が行います。

北興化学工業コーポレートガバナンス体制図

